三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町勝谷字上ノサキ二七六の一（次の図に示す部分に限る。）、二七六の二、二八八・三〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノサキ二七六の一、二七六の二・二八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇一の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村小島一の一、一の一〇、一二九の一四、一三〇、二二五の一、五五五の二、五五五の三、五五五の五、五七五、五七六の一、五七六の三、五七六の四、五七六の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小島二二五の一・五七六の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字高瀬字小羽瀬五〇五四、五〇八二、五〇八五、五〇九八、五一〇二の一、五一〇三の一、五一〇三の三、五一三六、五一四五、五一四九の一、五一四九の二、五一五一、五一五四、五一七二、五一七四、五一七九、五一八一、五二〇二、五二〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小羽瀬五〇八二・五一四五・五一五四・五一七二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小倉字大保戸一一二五の一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県厚木市飯山字松ノ尾五五九九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区葉山島字奈良尾一二八二の八・一二八二の九（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県小田原市上曽我字風越二四一四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町種蔵字谷五五一の一〇から五五一の一二まで、五五一の一三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青根字平丸六八七の一九・六八七の四四・字横山七〇七の一一四・七〇七の一一六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字平丸六八七の二九から六八七の三三まで（以上五筆国有林）、六八七の一・六八七の八・六八七の四五・字横山七〇七の七・七〇七の一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字平丸六八七の一五、六八七の一六、字横山七〇七の七二、七〇七の七三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。)